

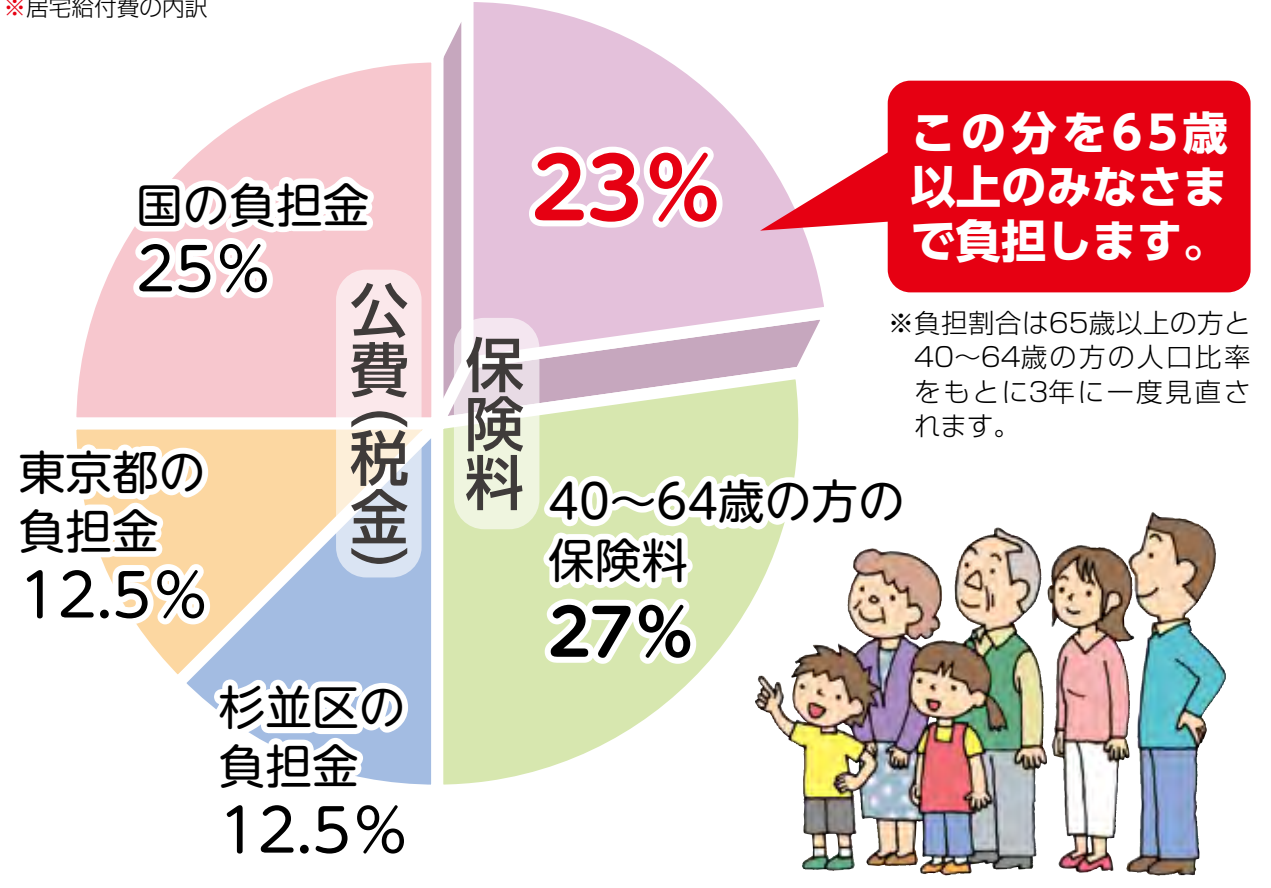


保険料は大切な財源です

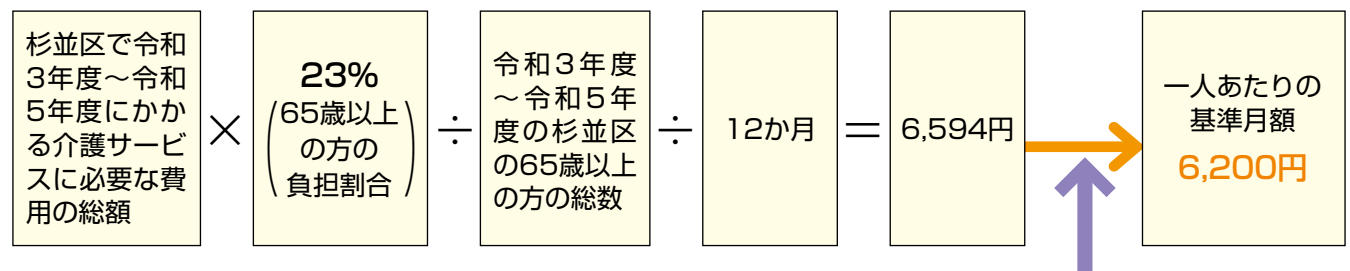
介護保険は、公費（国や都道府県、市区町村の負担金）と40歳以上のみなさまが納める保険料を財源に運営しています。サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和3年度から3年間の財源割合

※ 住宅給付費の内訳



65歳以上の方の介護保険料基準月額はおおよそ算出しています。



保険料の上昇をできる限り抑えるため、介護給付費準備基金を活用し、本来の保険料と比べ、月額で394円を引き下げました。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険制度はみなさまからお預かりした保険料をもとに運営されています。介護が必要になったときにだれもが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付をお願いします。



第1～第3段階の介護保険料については国の低所得者保険料軽減強化の実施により、令和元年度から引き下げています。

● 保険料段階表

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は当該年度の4月1日現在の世帯状況と前年の合計所得金額等をもとに下表の14段階別の保険料額が決められます。
※65歳になられた方や転入された方は、資格取得時の世帯状況となります。

段階	対象者	保険料年額(月額)
第1段階 基準年額×0.30	○生活保護受給の方 ○世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年22,440円 (月1,870円)
第2段階 基準年額×0.40	世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年30,000円 (月2,500円)
第3段階 基準年額×0.73	世帯全員(一人世帯を含む)が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年54,480円 (月4,540円)
第4段階 基準年額×0.85	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年63,000円 (月5,250円)
第5段階 基準年額	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年74,400円 (月6,200円)
第6段階 基準年額×1.06	本人が住民税課税の方 (合計所得金額125万円未満)	年78,600円 (月6,550円)
第7段階 基準年額×1.19	本人が住民税課税の方 (合計所得金額125万円以上210万円未満)	年88,800円 (月7,400円)
第8段階 基準年額×1.40	本人が住民税課税の方 (合計所得金額210万円以上320万円未満)	年104,400円 (月8,700円)
第9段階 基準年額×1.61	本人が住民税課税の方 (合計所得金額320万円以上500万円未満)	年120,000円 (月10,000円)
第10段階 基準年額×1.89	本人が住民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	年140,400円 (月11,700円)
第11段階 基準年額×2.20	本人が住民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	年163,800円 (月13,650円)
第12段階 基準年額×2.50	本人が住民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	年186,000円 (月15,500円)
第13段階 基準年額×2.70	本人が住民税課税の方 (合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満)	年201,000円 (月16,750円)
第14段階 基準年額×3.00	本人が住民税課税の方 (合計所得金額2,500万円以上)	年223,200円 (月18,600円)

- 保険料額は、基準額に料率を掛けています。なお保険料率は、小数第3位を四捨五入しています。
- 保険料判定に使われる「合計所得金額」とは、以下のとおりです。
 - 年金や給与、譲渡などの各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の金額をさします。また、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。(合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とする。)
 - 短期・長期譲渡所得がある場合は、特別控除の金額を差し引いた額になります。(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする。)
 - 第1段階から第5段階の合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を差し引いた額になります。
 - 合計所得金額に給与所得又は公的年金に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得金額及び公的年金等所得額の合計額から10万円を差し引いた額(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする。)になります。第1段階から第5段階の方は、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得金額(給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除します。(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする。)

介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

サービスの種類

総合事業など

利用者負担の支払い

介護保険料

地域包括支援センター

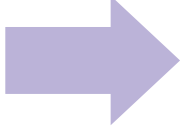
● 保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ引き落としされます。

■特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金です。



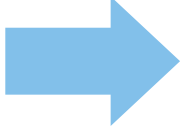
- 4・6・8月（仮徴収）
原則としてその年の2月の引き落とし額と同額が引き落としされます。
- 10・12・2月（本徴収）
当該年度の住民税課税状況等を基に年間保険料を決定し、年間保険料から仮徴収分を差し引いた残りの額が引き落としされます。

※介護保険料は、ご本人の希望により特別徴収と普通徴収を選択することはできません。

年金が年額18万円未満の方

普通徴収

納付書・口座振替により、介護保険料を杉並区に個別に納めます。



- 年2回に分けて保険料のお知らせをお送りします。
- 4月～6月分は、前年度の住民税課税状況等を基に決定した保険料額を納めます。
 - 7月～3月分は、当該年度の住民税課税状況等を基に年間保険料を決定し、年間保険料から4月～6月分を差し引いた残りの額を納めます。
- ※口座振替を希望の方は、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください。

●65歳になられた方、杉並区へ転入してきた方

特別徴収（年金からの引き落とし）に該当する場合でも、当初は特別徴収はされません。しばらくの間は納付書または口座振替でお支払いいただきます。特別徴収が開始できるようになりましたら、あらかじめお知らせいたします。

保険料を納めないでいると…

介護保険制度は、公費とみなさまが納める保険料を財源として運営され、社会全体で支えあう制度です。介護サービスを利用する、しないにかかわらず保険料を納めなければなりません。介護が必要となったときに、本人だけでなくご家族等が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険料をお支払いくださいますようお願いいたします。

- 保険料を1年以上（令和3年度の保険料から適用）滞納すると…**
介護サービスを受けた場合、一旦全額を事業者へ支払い、後日、区役所の窓口で給付費を請求することになります。
- 保険料を1年6か月以上（令和3年度の保険料から適用）滞納すると…**
保険給付の一時差止をします。給付費は未納保険料に充てることとなります。
- 保険料に未納がある方が介護保険のサービスを利用する場合**
滞納して2年経過した保険料は、納めることができなくなります。
(時効による保険料の徴収権の消滅＝消滅保険料)

※消滅保険料があると…

- サービスを利用するときには、消滅保険料があるかを過去10年間さかのぼって調査します。
- 消滅保険料のある期間に応じて一定の期間、サービス利用時の自己負担が3割または4割に引き上げられます。
- 高額介護サービス費等の支給や、負担限度額の認定も受けられなくなります。

- 督促・催告を行ってもお支払いがない場合**
保険料を納めない方に対しては、法律に基づき、財産調査のうえ給料・預貯金等の財産の差押を行う場合があります。

保険料を納めることが難しい場合

以下の第1号被保険者に対して保険料の減額を行っています。減額を受けるには条件がありますので、介護保険課までお問い合わせください。

- ①病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に甚大な損害を受けた場合。
- ②保険料段階が第3段階以下で（生活保護受給の方を除く）、親族等に扶養されておらず、収入・預貯金や資産が少なく、生計を立てるのが困難な場合。
- ③刑事施設等に1か月以上収監されており介護保険給付の対象とならない場合。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料

国民健康保険や勤務先の健康保険組合等、その方が加入している医療保険の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。保険者が徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金に全国分が一括して集められ、そこから各区市町村に交付されています。

●国民健康保険に加入している方は…

決め方

杉並区の国民健康保険料の算定方法と同様に、加入者ごとに計算し、その合計が世帯の介護分保険料となります。

$$\text{介護分保険料} = \text{所得割} + \text{均等割}$$

各第2号被保険者の所得に応じて計算 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算

※介護分保険料と医療分保険料の賦課限度額は別々に決められます。 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療分保険料と介護分保険料をあわせて国民健康保険料として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している方は…

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、原則として保険料を個別に納める必要はありません。

税金の控除

介護保険料や介護サービス利用料などについて、所得税・住民税の控除が受けられる場合があります。

●介護保険料.....問合せ先 介護保険課資格保険料係

ご自身がお支払いになった介護保険料は、税の申告をする場合に社会保険料控除の対象となります。1月から12月の1年間に杉並区へお支払いいただいた介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険料額について、翌年1月下旬に「杉並区保険料 年内納付済額に関するお知らせ」をお送りします。

税の申告の際には参考資料として使うことができます。

なお、年金から引き落としされた保険料額は、日本年金機構や共済組合等から翌年1月に送付される「公的年金等の源泉徴収票」でも確認できます。

●介護サービス自己負担額(利用料).....問合せ先 介護保険課給付係 (領収書については、各事業所へ)

介護保険サービスを利用したときの自己負担額(利用料)等は、サービスの種類により、全部または一部が医療費控除の対象になる場合があります。(41ページ表参照)

●おむつ代の医療費控除.....問合せ先 介護保険課認定係

介護保険の認定を受けている方は、医師の証明書かわりに区が発行する確認書で医療費控除が受けられる場合があります。

●対象(次の①と②の要件を満たしている方)

- ① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である。
- ② 寝たきり状態で尿失禁があることが介護認定資料(主治医意見書)で確認できる。

●障害者控除.....問合せ先 介護保険課認定係

介護保険の認定を受けている区内に住所がある65歳以上の方は、心身が障害者等に準じた状態であれば、障害者手帳をお持ちでなくても税法上の障害者控除を受けられる場合があります。

控除を受けるには、区が心身の状態を確認して発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

介護保険サービスにおける医療費控除の取扱い

医療費控除を受けるためには、サービス事業者(指定居宅サービス事業者等及び施設サービスを提供する各施設)が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された『居宅サービス等利用料領収証』、『指定介護老人福祉施設等利用料領収証』などが必要になります。

介護保険サービスの利用料等(生計を一にする配偶者その他の親族の利用料等を含む)は、確定申告の際に領収書を添付または提示すると、保険金や高額介護サービス費などで補てんされる金額を除き、医療費控除の対象となります。

■居宅サービスの対価についての取扱い ○印は、医療費控除の対象となる費用です。

	介護保険サービスの種類	介護費用	居住費(滞在費)	食費
1	訪問看護・介護予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	○		
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	○		
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	○		×
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	○	○	○
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護を利用する場合のみ)	○		
	看護小規模多機能型居宅介護(上記のサービスを含む組合せに限る)	○		
2	訪問介護(生活援助が中心の場合を除く)	△		
	夜間対応型訪問介護	△		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護を利用しない場合)	△		
	通所介護	△		×
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	△		×
	地域密着型通所介護	△		×
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	△		×
	看護小規模多機能型居宅介護(上記居宅①のサービスを含まない組合せに限る)	△		×
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	△		
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	△	×	×
3	介護予防・生活支援サービス事業の介護予防訪問事業	△		
	介護予防・生活支援サービス事業の介護予防通所事業	△		
	訪問介護(生活援助が中心の場合)	×		
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	×	×	×
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	×		
	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	×		
	住宅改修・介護予防住宅改修	×		
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	×	×	×
地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	×	
介護予防・生活支援サービス事業の自立支援訪問事業、訪問型短期集中プログラム	×			
介護予防・生活支援サービス事業の自立支援通所事業、通所型短期集中プログラム	×		×	

「1」は、医療系サービスとして医療費控除の対象になります。
 「2」は、居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられた「1」のサービスと併せて利用した場合に医療費控除の対象になります。(△印は、○印と同じ月に併用した場合のみ対象となります。)

「3」は、医療費控除の対象にならない居宅サービスです。
 ※「1」内で、『通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション』や『短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護』のサービスを利用するため、介護老人保健施設等へ通う際に支払う費用(交通費)で、通常必要なものは医療費控除の対象になります。

※「2」の居宅サービス(「1」の居宅サービスと併せて利用しない場合に限ります。)または、「3」の居宅サービスにおいて行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価(居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額)は、医療費控除の対象になります。

※「1」は保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)も控除の対象となりますが、「2」は支給限度額超過分は控除の対象となりません。

■施設サービスの対価についての取扱い

施設名	介護費用	居住費	食費
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	D半額	D半額	D半額
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	○	○	○

※介護老人保健施設等で、個室等の特別室の使用料(診療または治療を受けるためにやむを得ず支払ったものに限る。)は、医療費控除の対象になります。

介護保険のしくみ

サービスの種類
利用のしかた

サービスの種類

総合事業など

利用者負担の支払い

介護保険料

地域包括支援センター